

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院

送付）要旨

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化等を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保する観点から、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取り等の業務の期限の延長等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会員等からの株式等の買取り等の業務の期限の延長

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の業務の期限を平成二十九年三月三十一日まで五年間延長する。

二、銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成三十九年三月三十一日まで五年間延長する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。